

高 第 1 4 2 号

平成 2 5 年 5 月 2 9 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各都道府県教育委員会教育長 }

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

平成 2 5 年度宮城県高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）奨学生の募集
について（通知）

本県の教育行政につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県教育委員会では、東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）及び特別支援学校（高等部）の生徒の修学支援を図るため、平成 2 3 年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を財源とした奨学資金貸付を実施しています。

つきましては、別紙のとおり平成 2 5 年度の奨学生を募集しますので、貴所管の高等学校等に在学する生徒のうち保護者が宮城県内に住所を有している生徒（保護者が一時的に宮城県外に避難している場合も含む。）に周知くださいますようお願いいたします。

担当

〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

宮城県教育庁高校教育課 菅原・千葉・関谷

電話 022-211-3716 FAX 022-211-3696

E-mail ko-shougaku@pref.miyagi.jp

高 第 1 4 2 号

平成 2 5 年 5 月 2 9 日

各公立高等学校長
各公立中等教育学校長
各公立専修学校長
各公立特別支援学校長

殿

宮城県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

平成 2 5 年度宮城県高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）奨学生の募集
について（通知）

このことについて、本県教育委員会では、東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）及び特別支援学校（高等部）の生徒の修学支援を図るため、平成 2 3 年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を財源とした奨学資金貸付を実施しています。

つきましては、別紙のとおり平成 2 5 年度の奨学生を募集しますので、貴校に在学する生徒及び保護者に周知願いますとともに申請書類等を取りまとめのうえ提出願います。

担当

〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

宮城県教育庁高校教育課 菅原・千葉・関谷

電話 022-211-3716 FAX 022-211-3696

E-mail ko-shougaku@pref.miyagi.jp

別紙

1 配布書類（本書は除く）

- (1) 【学校用】各学校長あて通知
- (2) 【学校用】平成25年度貸付募集の概要について（両面1枚）
- (3) 【学校用】被災生徒奨学資金Q&A（両面2枚）
- (4) 【学校用】申請書類等提出に当たっての注意点（片面1枚）
- (5) 【学校用】校長所見（参考様式）（片面1枚）
- (6) 【配布用】被災生徒奨学資金奨学生募集案内用チラシ（両面1枚）
- (7) 【希望者配布用】奨学資金貸付申請書 用紙（両面1枚）
- (8) 【希望者配布用】誓約書 用紙（片面1枚）
- (9) 【希望者配布用】被災についての申出書 用紙（片面1枚）
- (10) 【希望者配布用】貸付金振込口座登録依頼書 用紙（片面1枚）
- (11) 【希望者配布用】申請書等記入例（両面2枚）

※【配布用】：生徒・保護者に対し広く配布をお願いします。

【希望者配布用】：申請希望者に対し配布をお願いします。

2 各用紙について

- (1) 各用紙・チラシ類については、大変恐れ入りますがコピーにより対応してください。
- (2) 各用紙の電子データは、宮城県教育庁高校教育課／高等学校等育英奨学資金のWEBページからもダウンロードできます。
(<http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-tyo-shogakukin/>)
- (3) 募集案内チラシに学校用の募集期間を記入できるようになっていますので、学校における募集期間を記入して使用してください。

3 申請書提出期限 平成25年7月19日（金） 必着

4 申請書類送付先 〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県教育庁高校教育課 奨学金担当

5 その他

- (1) 今回貸付決定となった生徒に対する貸付日は平成25年8月20日（月）を予定していません。
- (2) 原則として募集期間内での受付となりますが、募集期間終了後に貸付対象者に該当することが判明した場合は、柔軟に対応しますので、個別に問い合わせ願います。
- (3) 平成23年度及び平成24年度に被災生徒奨学資金の貸付けを受けている生徒は「新規」ではなく、「貸付期間延長」手続き（該当校に通知済）により申し込んでください。

学校においては新規申請者が「平成25年度被災生徒奨学資金奨学生資格及び進路状況等確認書」に登載されていないことを確認のうえ提出願います。

高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）
平成25年度貸付（新規申請）募集の概要について

1 奨学金について

(1) 趣 旨

東日本大震災により被災し経済的理由により修学が困難となった生徒に対し、奨学金を貸付けることにより修学を支援するもの。

(2) 財 源

国の平成23年度第3次補正予算による「平成23年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を財源とする。

(3) 貸付対象者

保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災に被災し、下記のいずれかに該当する生徒（保護者が県外に一時避難している場合も含む。）

なお、前年度までに貸付を受けていた者は今回の募集の対象外とする。（貸付期間延長対象）

- ① 生徒の居住する家屋が全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をし、修学が困難な状況の生徒（原子力発電所の事故に伴い警戒区域等に居住していて避難した場合を含む）
- ② 生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病を負い、修学が困難な状況の生徒。
- ③ 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより震災後の収入が震災前の収入のおおむね2分の1以下に減収し、経済的事由により修学が困難な状況の生徒。（平成23年及び平成24年の年収が平成22年の年収と比較して3割以上の減収となっていること。）
なお、収入の判断は、所得税が課税される所得により行う。（雇用保険の失業給付・生活保護の支給金は収入とはしない。）
- ④ 上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。

(4) 貸付金額

月額20,000円（年額24万円）
平成25年8月中に1年分(24万円)を奨学生本人の口座に一括で振り込む予定。
（各学校あて通知します。）

(5) 従来の奨学金との併給

被災生徒奨学資金は、高等学校等育英奨学資金等の他の奨学金との併給を認める。
ただし、他県における被災生徒奨学資金と同様の奨学金との併給は認めない。

(6) 保証人について

保護者等 1名必要

(7) 募集期限と必要書類

- ① 募集期限 学校を経由し、平成25年7月19日（金）まで宮城県教育委員会必着
- ② 必要書類

	必 要 と す る 書 類
全 員 共 通	① 奨学資金貸付申請書 ② 誓約書 ③ 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書 ④ 被災についての申出書 ⑤ 世帯全員の住民票

申請理由	必要とする添付書類
家屋の全壊・半壊等	り災証明書 (コピーの場合は、学校長の奥書証明(原本と相違ないことの証明)を付すこと。)
主たる家計支持者の死亡・行方不明等	事実が確認できる書類いずれかひとつ 戸籍謄本, 死亡診断書(検案書)等の写し, 医師の診断書等
主たる家計支持者の収入減(収入減の原因が震災であるものに限る。)①と②の書類は両方必要。	① 主たる家計支持者の収入減が確認できる次のいずれかの書類 ・市町村で発行している平成22～24年分所得(課税)証明書(3カ年分) ・平成22～24年分の源泉徴収票(3カ年分) ・その他, 平成22～24年分(3カ年分)の収入が比較できる書類 ② 主たる家計支持者の勤務先, 自営店舗等の被災が確認できる書類 (会社の被災証明書, 雇用保険被保険者離職票等の写し等。なお, 直接的な被害はなく業績悪化による場合は, その旨申出書に記載することとし, 添付書類は不要。) ※ 天災融資法の適用を受け, 経営資金等の融資を受けた場合は, 証書の写し
校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めた者	・家屋の損傷による理由の場合は, り災証明書 ・主たる家計支持者の収入減の場合は, 上記「主たる家計支持者の収入減」による書類

(8) 返還について

高等学校等を卒業後※₁(高等学校等を卒業後, 進学した者については, 進学先の学校を卒業(中途退学を含む。)後), 就職した場合に本人の収入(卒業後から向こう1年間の収入)が次の表に定める基準額※₂を超えない場合は, 返還を全額免除※₃する。

番号	区 分	基準額
1	高等学校等を卒業(以下の2～4の学校を中途退学した者を含む)後就職した者	320万円
2	高等学校専攻科卒業後就職した者	340万円
3	短大(専門学校・専修学校等を含む)卒業後就職した者	340万円
4	大学卒業後就職した者	370万円

※₁ 経済的理由による中途退学者についても含む。

※₂ 基準額は平成25年度基準額であり, 毎年見直しを行うが, 平成26年度以降においてこの基準額を下げることはない。

※₃ 高等学校等中途退学者(退学の理由は問わない)のうち, 進級又は2単位以上の単位修得を果たしている学年があり, その年度に貸付を受けていた場合は, その年度分の貸付相当額についてのみ, この制度による免除対象とすることができる。

学校内資料

被災生徒奨学資金 Q & A

○ 募集期間について

Q 1 募集期間以後の申込は受付けないのでしょうか？

A 1 原則として募集期間内での受付となりますが、募集期間終了後に貸付対象者に該当することが判明した場合などは、柔軟に対応しますので、お問い合わせ下さい。

Q 2 募集期限が7月19日までとなっているが、県教育委員会への提出期限か、学校への提出期限か。

A 2 県教育委員会への提出期限となります。生徒からの書類提出期限は、それぞれの学校で個別に設定してください。

○ 貸付対象者の該当事項について

Q 3 宮城県内の学校に在籍していなければダメなのでしょうか。

A 3 被災生徒奨学資金は、申請時に保護者が、宮城県に在住（一時避難を除く）するか、宮城県で被災し他県に一時避難している場合に申請を受付けます。本人（生徒）の在籍校の都道府県は問いません。

Q 4 申請した場合は、全員が必ず貸付を受けられるということになるのでしょうか。審査があって、対象から外れるということもあるのでしょうか。

A 4 申請者については、学校において資格を確認していただいておりますが、収入減等の要件の場合、貸付対象者の該当事項に照らし合わせて県教育委員会が判断を行います。審査基準を満たさない場合は対象から外れることもあります。

Q 5 貸付対象者の該当事項以外で修学困難な生徒は申請できないのでしょうか。

A 5 被災生徒奨学資金は、震災により被災し、経済的に修学が困難となった生徒を対象にしています。この該当事項以外での申込はできません。

Q 6 「2 貸付対象者（1）」にある「全半壊・全半焼またはこれに準ずる被災」の範囲とは。

A 6 これに準ずる被災とは、校長が全半壊・全半焼と同等の被災と認めるものです。

Q 7 「貸付対象者（1）」にある「家屋」には居住しない自営の店、工場、船舶、養殖（定置網等）場も含まれるのでしょうか。

A 7 「2 貸付対象者（1）」には含まれません。
ただし、「2 貸付対象者（3）」により収入が2分の1以下に減収又は「2 貸付対象者（4）」により校長が特に判断し県教育委員会が認めた場合は対象となります。

Q 8 「2 貸付対象者（3）」にある「主たる家計支持者」には、家計支持者の配偶者、家計支持者の被扶養者等は該当しないということか。

A 8 お見込みのとおりです。

Q 9 「2 貸付対象者（3）」にある「おおむね1/2以下に減収」の判断基準は。

A 9 Q 11を参照願います。

Q 10 主たる家計支持者の収入減を確認する場合の収入とは。

A 10 被災生徒奨学資金の貸付対象者の該当事項においては、所得税が課税される収入をいいます。
雇用保険の失業給付、生活保護の給付金、生命保険・損害保険の保険金、義援金等は収入と見なしません。

Q 11 収入減を確認する場合、どのような添付書類が必要か。

A 11 ① 平成25年度においては、平成22～24年分の課税証明書（市町村発行）や源泉徴収票、その他平成22～24年分の収入が比較できる書類を確認し、平成23～24年分の収入が平成22年分の概ね3割以上の減収となっている場合に収入が2分の1に減収したとみなします。
② 主たる家計支持者の勤務先、自営店舗等の被災が確認できる書類（被災証明書、雇用保険被保険者離職票等の写し等。なお、直接的な被害はなく業績悪化による場合は、その旨申出書に記載することとし、添付書類は不要。）
③ 天災融資法の適用を受け、経営資金等の融資を受けた場合は、証書の写し等

Q 12 収入減をどのような書類で確認するのか。

例1）会社員で会社が流産し失業した場合。失業手当の給付で確認すると、通常の退職との区別がつくのか。

例2）退職はしてないが、3月以降に大幅な収入減になった場合はどうするのか。

例3）自営関係 酪農家で福島原発の影響で牧草が使用できず、飼料代がかかり収入減になった。

A 12 A 11の添付書類だけでは判断し難い場合は保護者から提出される申出書及び証明書類により貸付対象者の該当事項に照らし合わせて判断いただきます。
なお、この奨学金は東日本大震災により被災した生徒を支援する主旨ですので、主旨に合致するかを充分に確認してください。
自営業者等で必要経費の支出増加に伴い収入減になる場合は、支出の増加が分かる書類の添付をお願いします。

Q 13 「校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの」を判断する場合、事前に県教育委員会に照会し承認後判断ということになるのでしょうか。それとも校長が独自に判断してよいのか。

A 13 生徒の現状を把握されているのは各学校の教職員であると考えます。県教育委員会は校長の判断を受け検討を行いますので、事前の県教育委員会の承認は不要です。

Q 1 4 福島第一原発の関係で、避難地区に住んでいたため宮城県に移住し本校に来た転校生は貸付対象者となるのか（家が被災している者と被災していない者がいる）。

A 1 4 平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故に伴う避難地区からの避難も東日本大震災と定義されていますので、修学が困難な状況にあれば貸付対象者となります。

Q 1 5 「2 貸付対象者（1）」では、生徒の居住する家屋となっているが、震災以前より生徒と保護者が別居しており、保護者の居住する家屋が被災した場合、貸付されるのか。

A 1 5 「校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの」に該当すると考えます。必要と判断されれば、被災証明書により、貸付対象者の該当事項に照らし合わせて判断してください。

○ 保証人について

Q 1 6 保証人に関してはどうなりますか。

A 1 6 保証人については、連帯して債務を負担する保証人として、保護者等の1名をお願いします。

Q 1 7 保証人となる条件はあるか。

A 1 7 保証人は、保護者及び後見人等となります。ただし、両親を亡くし後見人・里親がまだ決まっていない生徒については、現在、生徒の生計を維持している方となります。

○ 奨学資金の償還について

Q 1 8 「奨学金の償還」について、「向こう1年の所得の見込額が一定額を超えない場合」とあるが、一定額とはいくらか。

A 1 8 平成25年分については、別途通知済みです。
国が行っている「国民生活基盤調査」等、公的統計調査に基づき県で一定額を決定します。決定時期は、毎年10月頃を予定しています。

○ 申請書類について

Q 1 9 添付書類を提出できない場合は、そのまま申請できるか。

A 1 9 市町村により、公的証明が交付されない場合などが考えられますが、個別に照会してください。

○ 従来の高等学校等奨学資金貸付との関連について

Q 2 0 償還の時に返さなくても良いことになる可能性も出てくるならば、従来の在学奨学生や緊急採用の生徒も「被災生徒奨学資金」に移行できるのでしょうか。

A 2 0 従来の奨学金と併給は可能です。しかし、これまで貸付されている奨学金との借り換えは制度上できません。被災生徒奨学資金を申請し、現在貸付されている奨学金を辞退することは可能です。

Q 2 1 貸付金額や貸付期間は、通常の家計急変と同様なのでしょうか。

A 2 1 今回の奨学資金は従来の奨学資金とは別のものです。
貸付金額は一律月額2万円（年間24万円）となります。
貸付対象期間は当該年度の1年間となります。

Q 2 2 他の奨学金との併用は可能ですか。

A 2 2 高等学校等育英奨学資金との併用は可能ですが、他の団体の奨学金では併用不可としている場合がありますので、それぞれの団体にご確認ください。

Q 2 3 避難所などから仮設住宅に移った後の生活費の増大や、震災の影響で失業し雇用保険を受給していたが給付が切れた後（数ヶ月後や翌年度）の希望者が増えると思われるのですが、今後の取り扱いについて何か予定はあるのでしょうか。

A 2 3 被災生徒奨学資金は平成26年度まで継続して実施されます。
主たる家計支持者の収入状況により、要件に該当する場合には貸付を受けることが可能ですし、被災生徒奨学資金の要件に該当しなくなった場合でも従来の奨学金の方の貸付を受けることができます場合があります。

○ 高等学校等奨学資金貸付事業について

Q 2 4 学校を介さず、個人で申請できるようにしていただけないか。
保護者に即答できない事項が多すぎ、学校・保護者・高校教育課の煩わしいやりとりになっている。

A 2 4 奨学資金貸付は、経済的理由により修学が困難と判断された場合に、校長の証明に基づき申請されるものであるため、個人での申請はなじまないものです。

Q 2 6 これ以上個人情報を知りたい学校教員が知るべきではないと思うが、それが可能か。

A 2 6 あくまで家庭からの申請による個人情報であり、情報の管理、守秘義務遵守が適切であれば、支障はないと解します。

Q 2 7 兄弟姉妹が高校等に在学する場合、生徒別々に申請するのか。
また、同一高校等の場合は、書類提出の一部を省くことはできるのか。

A 2 7 あくまでも個人個人への貸付になりますので、書類（添付書類含む）は別々に申請してください。

【奨学金担当者用】

申請書類等提出に当たっての注意点

書類提出に当たっての注意点をまとめましたので、提出前に再度チェック願います。

項目	注 意 点
全般	
	申請書類はすべてペン書きしてください。鉛筆書きは受け付けることができません。
	職印の押印漏れがないか（申請書・被災についての申出書）
預金口座	
	10年以上使用していない口座については、抹消されている可能性がありますので、古い通帳の場合は注意が必要です。
	口座名義は本人名義のものに限ります。父（母）名義の口座は受け付けることができません。
	振込口座が「貯蓄預金」となっているため振込不能となるケースが増えております。 奨学金の振込口座は「普通預金」に限られておりますので、通帳の「表紙」（ゆうちょ銀行のみ表紙の裏面）により確認をお願いします。（振込口座登録依頼書にも表紙の写し（ゆうちょ銀行のみ表紙の裏面の写し）を貼付してください。）
添付書類等	
	り災証明書の原本がない場合は、コピーしたものに校長の奥書証明（原本と相違ないことの証明）を付すことにより、原本と同様に取り扱います。
	収入が2分の1以下に減収した場合を理由として申請する場合は、収入が減少したことの証拠書類（平成22～24年分（3カ年分）の所得証明書等）と勤務先等が被災した事実（勤務先の被災証明書等。）を必ず添付してください。ただし、勤務先の直接的な被害はなく、業績悪化による場合は、その旨を申出書に記載することとし、勤務先の被災証明書等は不要です。
	理由欄が「会社が被災し収入が2分の1以下に減少した」とだけ記載され、証拠書類もない場合は、受け付けることができません。
	収入が2分の1以下に減少した場合を理由とする申請は、東日本大震災が原因である場合に限られ、他の原因の場合は対象外です。（契約期間満了による離職や以前から生活が苦しい等の理由は該当しません。）
	事情により、証拠書類の添付ができない場合は、申出書に具体的な内容と金額を記載し、添付ができない理由も併せて記載してください。
	申請書の記載事項が不十分な場合は、お手数でも聴取のうえ校長所見欄に記入してください。